

## 物価高対応子育て応援手当Q&A

No.	質問	回答
1	物価高対応子育て応援手当の支給対象児童は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳から高校生年代まで（平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生）の児童が対象になります。</li> <li>・児童手当で多子加算算定対象者となっている大学生年代のかたは含まれません。</li> </ul>
2	物価高対応子育て応援手当の支給対象者は？	<p>①令和7年9月分（10月分支給分）の児童手当の受給者          ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当の受給者          ③令和7年9月1日以降に離婚（離婚協議中を含む）により、<u>新たに児童手当の受給者となったかた</u></p>
3	「令和7年9月分の児童手当」とはいつ支給された児童手当か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月分は令和7年10月に支給された児童手当のことです。          ※秋田市児童手当受給者の場合は令和7年10月7日</li> </ul>
4	児童養護施設等に入所している児童の物価高対応子育て応援手当の支給対象者は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日（令和7年9月30日）時点で入所している児童の分は児童手当と同様に施設等受給者として施設の管理者に支給します。          ただし、基準日の翌日以降に入退所した児童の分については、原則、変更後の受給者に支給しますが、既に前受給者が受給している場合は、この限りではありません。</li> </ul>
5	物価高対応子育て応援手当を受給するためには申請は必要か。	<p>秋田市から児童手当を受給しているかたは<u>申請不要</u>です。</p> <p>次のかたは<u>申請が必要</u>です。</p> <p>①勤務先から児童手当を受給している<u>公務員</u>のかたで、基準日（令和7年9月30日）に秋田市に住民票があるかた          ②令和7年10月1日以降に離婚（離婚協議中を含む）により、新たに児童手当の受給者になったかた</p>

## 物価高対応子育て応援手当Q&A

No.	質問	回答
6	令和7年10月1日以降、秋田市に転入した場合、物価高対応子育て応援手当はどこから支給されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年9月分児童手当を支給した自治体から支給されます。 (例：令和7年10月1日にA市から秋田市へ転入し、令和7年9月分の児童手当はA市から受給していた場合、A市から支給されます。)</li> </ul> <p>ただし、秋田市に転入後に令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の物価高対応子育て応援手当は秋田市から支給されます。児童手当の支給元（秋田市または公務員の職場）によって手続きが異なりますので、ホームページで確認をお願いします。</p>
7	(公務員) 申請書は、自宅に届くのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員のかたの申請書は、<u>職場から配付</u>されます。配付されていない場合は、職場の児童手当の担当者に至急確認をしてください。</li> <li>職場からの<u>証明印が押印</u>された申請書で、期限までに申請をお願いします。</li> </ul>
8	(公務員) 平日は仕事のため、窓口での申請ができない場合は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口での申請が難しい場合は、次の方法をご検討ください</li> </ul> <p>①郵送 ホームページ掲載の封筒様式（折ると封筒になります）またはご自身で封筒をご準備いただき、110円切手を貼って郵送してください。※期限当日の消印有効です。</p> <p>②電子申請 職場からの証明印が押印された申請書または証明書を画像添付することで、電子申請が可能です。ご自宅から申請できますので、是非ご利用ください。電子申請には申請者のマイナンバーカードが必要です。</p> <p>※申請期限は令和8年2月28日 (令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童分は除く)</p>

## 物価高対応子育て応援手当Q&A

No.	質問	回答
9	(公務員) 電子申請で申請書を提出したら、対応ステータスが「処理中」になっていたが、これはどういうことか。	対応ステータスが「処理中」となっている場合は、秋田市が申請を受付し、審査中の段階である状態です。審査終了後は「完了」となります。「完了」となった後に3月上旬から順次支給となります。支給決定通知を発送しますので、個別の支給日については通知でご確認ください。